

# 経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）

日本の未来を拓く4つの原動力 ～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～

令和3年6月18日閣議決定

## 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

### 2. 未来に向けた変化と構造改革

#### （成長を生み出す4つの原動力の推進）

菅内閣発足以降、2050年カーボンニュートラルの宣言、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁の創設、不妊治療の保険適用を始めとする少子化対策や子育て支援、地方の所得向上を重視した地方活性化など、日本が進めるべき改革の大きな方向性を示してきた。次なる課題は、こうした改革の方向性に沿って政策を具体化して強力に推進し、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することである。このため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現して世界をリードしていく。これにより、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換を実現する。

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

### 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

#### （1）地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組<sup>50</sup>を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

<sup>50</sup> 例えば、「ふるさと住民票」、ふるさと住民登録制度、森林・田畑等のオーナー制度等の地域の取組がある。

## 4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」<sup>73</sup>等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。

また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

### (1) 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。

結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法<sup>74</sup>の円滑な施行、児童手当法等改正法<sup>75</sup>附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

<sup>73</sup> 令和2年5月29日閣議決定。

<sup>74</sup> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)。

<sup>75</sup> 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)。

## (2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法<sup>76</sup>附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。また、学校給食などあらゆる場や機会に応じ食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律<sup>77</sup>に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

<sup>76</sup> 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)等。

<sup>77</sup> 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)。

## 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

### (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

非認知能力の育成に向け、幼児期からの学びの基盤づくりを含む幼児教育の質の向上、様々な体験活動、読書活動を推進する。

# 成長戦略実行計画（抜粋）

令和3年6月18日閣議決定

## 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

### 1. デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

#### (2) デジタル社会の共通基盤の整備

・2025年度を目標に地方自治体の基幹業務システムの標準化を実現するなど、地方自治体の情報システムの統一・標準化を推進する。

## 第5章 「人」への投資の強化

### 8. 全世代型社会保障改革の方針の実施

・昨年末に閣議決定した「全世代型社会保障改革の方針」を着実に実施する。

# 成長戦略フォローアップ（抜粋）

令和3年6月18日閣議決定

## 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

### (1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

#### ) デジタル社会の共通基盤の整備

#### (国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進)

・地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)について、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、関係府省が標準仕様を作成する。国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、2025年度を目標時期として、地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、先行事業を通じた検証を行うとともに、デジタル基盤改革支援基金等による支援を行う。

## 4. 「人」への投資の強化

### (4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

#### ) 女性活躍の更なる拡大

・保育の受け皿整備について、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」(2020年12月21日公表)に基づき、2021年度から2024年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

・仕事と子育ての両立に資するよう、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業により利用料金の一部を支援するとともに、2021年夏に本事業の申請手続等のデジタル化を行い利用者の利便性を向上する。

・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる整備を着実に進める。さらに、就業の有無等様々な子育て家庭の多様なニーズに対応する子育てを支援するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化等を進める。